

通所リハビリテーションひかり 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人慈厚会が開設する介護老人保健施設ひかり（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て、心身機能の維持・向上に加え、介護家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 通所リハビリテーションの事業を運営するに当たり、地域との結びつきを重視し、他の居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービスを提供する者と連携に努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ひかり
- (2) 開設年月日 平成16年10月18日
- (3) 所在地 茨城県土浦市右廻 1113-1
- (4) 電話番号 029-843-3321 FAX 番号 029-843-3324
- (5) 管理者 万本 盛三
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0850380031 号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者・・・1名（兼務）
施設を代表し、業務の総括の任にあたる。
- (2) 介護士・・・4名以上
管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。また、居宅サービス計画に基づく介護を行う。

- (3) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士のいずれか・・・1名以上
リハビリのプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
また、居宅サービス計画に基づくリハビリを行う。
- (4) 事務・相談員・・・1名以上
管理者の命を受け事務処理や利用者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又は家族に対し、適切な相談指導業務を行う。
- (5) 管理栄養士・・・1名以上（兼務）
栄養改善サービス計画を作成し、指導等を行う。
- (6) 看護師・・・1名以上
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の居宅サービス計画に基づく看護を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始(12月31日～1月3日)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の9時30分～16時30分までを営業時間とする。

（利用定員）

第7条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1日40名とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第8条

- 1 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・介護士・その他職種者によって作成されるリハビリテーション実施計画に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。また、看護師・介護士により介護計画を作成し、それに基づいて介護を行う。
- 2 入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 食事を提供する。
- 4 居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 管理栄養士等によって作成される栄養改善サービス計画に基づいて、指導等を行う。

（利用者負担の額）

第9条

- 1 サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設が法定代理受領サービスのあるときは、その定められた額とする。
- 2 その他の費用は料金表に準ずる。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容と費用を説明した上で利用者及び家族の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文章（利用同意書）に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料の支払いは、原則現金にて指定期日までに受ける。
- 5 厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

土浦市、阿見町、美浦村、つくば市、牛久市

(サービス利用に当たっての留意、禁止事項)

第 11 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設備品もしくは物品に障害を与える、または、これらを施設外に持ち出す事。
- ・喧嘩もしくは、口論をなし、泥酔または、騒音を出し他の利用者に迷惑を及ぼす事。
- ・金銭または、物品によって賭け事をする事。
- ・施設内の秩序、風紀を乱す、または安全衛生を害する事。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・機能訓練室を利用するに当たっての注意事項として、スタッフ不在時は入室を禁止する。
- ・飲酒・喫煙の禁止。
- ・その他、施設運営に影響を及ぼす行為や他者に対する迷惑行為。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、自然災害・火災・その他災害、防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全をきさなければならない。
- (2) 前項の実施について年 2 回以上の非難訓練を行うものとする。

(職員の質の確保)

第 13 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(秘密保持)

第 14 条 施設職員は在職中及び離職後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報をも漏らさない事とする。

(感染症対策体制の徹底)

第 15 条 当施設においては感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように対応して行く事とする。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。感染予防委員会を月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていく。
- (2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施していく。
- (4) 感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関するマニュアルに沿った対応を行うこととする。

(介護事故発生の防止等)

第 16 条 当施設において、事故が発生又は再発することを防止するよう対応する。

- (1) 当施設において、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された

事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための権利擁護・安全対策委員会を1月に1回程度、介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行なうものとする。

(書類整備・保存)

第17条 当施設は従業者、施設及び設備構造、ならびに会計に関する諸記録を整備しなくてはならない。また、入所者に対する介護保険施設サービスの提供に関する、記録については茨城県条例に定めるものを整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条

1 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定(責任者：事務長 渡邊)

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回)

(3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他、虐待防止のために必要な措置

2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この運営規程は、平成27年10月1日より施行する。

この運営規程は、平成28年8月5日より施行する。

この運営規程は、平成30年2月16日より施行する。

この運営規程は、平成30年7月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年8月1日より施行する。

この運営規定は、令和元年5月1日より施行する。

この運営規定は、令和4年6月1日より施行する。

この運営規定は、令和5年12月1日より施行する。